

令和7年度ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）に係るFAQ（令和7年10月1日時点版）

NO.	分類	質問	回答	備考
1	対象者	どのような場面で利用できますか。	保護者の残業、病気、自己実現、学校行事、休息など、一時的に保育が必要となる場面で利用が可能です。	
2	対象者	ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする場合とは、どのような場面ですか。	ベビーシッターに家庭内での共同保育を依頼することにより、子育てに不安を抱える保護者が悩みなどを相談する場合を想定しています。	
3	対象者	利用児童の対象年齢を教えてください。	未就学児（0歳～満6歳に達する年度の末日まで）が対象です。 ただし、障害児は満12歳に達する年度の末日まで対象になります。	
4	対象者	障害児の定義として、要件はありますか。	<u>身体障害者手帳等、療育等への通所受給者証などをご提出いただき、区が要件等を確認します。</u>	
5	対象者	ひとり親家庭の定義として、要件はありますか。	<u>児童扶養手当証書、児童育成手当認定通知書等、もしくは戸籍謄本をご提出いただき、区が要件等を確認します。</u>	
6	対象者	子どもの住民票が豊島区にない場合、対象になりますか。	本事業の対象者は、豊島区に住民登録がある児童とともに区内に居住し、住民基本台帳に登録されている方です。住民票が豊島区にない場合は対象外です。	
7	対象者	母と子は区外へ住所を移した一方、父は豊島区に住所があります。父が申請者の場合、助成申請は可能ですか。	ベビーシッターを利用した子の住民票が豊島区にあり、保護者が同一世帯の場合に助成申請をすることができますので、父名義での申請はできません。	
8	利用登録	本事業の利用助成を受けるにあたって、区に対して事前登録は必要ですか。	必要です。ホームページからご登録ください。登録完了後、区より登録番号をメールでお送りします。	
9	利用登録	ホームページから利用登録の申請をしましたが、登録番号の返信がありません。この間にベビーシッターを利用した場合は、助成の対象外になりますか。	利用登録申請をいただいた後、お子さまの登録番号をメールでお送りします（所要時間：7営業日）。登録番号が届くまでの間に、急遽ベビーシッターを利用した場合も助成の対象となります。	
10	利用登録	すでに利用登録が済んでいます。年度が変わった時の再登録は必要ですか。	1度取得した登録番号は、引き続きご使用できます。再度登録の必要はありません。	

令和7年度ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）に係るFAQ（令和7年10月1日時点版）

NO.	分類	質問	回答	備考
11	利用登録	子どもが2人います。登録するのは1人だけでいいですか。	本事業は、お子さまごとの申請になります。利用を予定しているすべてのお子さまの登録をお願いいたします。	
12	利用登録	もうすぐ下の子が産まれます。出産前に利用登録だけすることはできますか。	お生まれになって住民登録が完了してからの利用登録をお願いいたします。	
13	事業者	本事業の対象ベビーシッター事業者はどのように確認すれば良いですか。	対象事業者は、東京都のホームページ（豊島区ホームページからもリンクしています。）に掲載しておりますので、サービス利用前に必ずご確認ください。なお、事業者は、東京都が認定を行い次第随時更新されます。	
14	事業者	本事業の利用にあたっては、区がベビーシッターを斡旋してくれるのですか。	区ではベビーシッターの斡旋はしておりません。本事業は、利用したベビーシッターの保育利用料を、区が助成する事業です。	
15	事業者	希望した日時で予約が取れない場合、どうしたらいいですか。	区ではベビーシッターの斡旋はしておりません。認定事業者は複数ありますので、他の事業者に問い合わせを行うことで、予約ができる可能性があります。	
16	事業者	保護者が事業者と契約する際に、注意すべき事項はありますか。	・厚生労働省が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」を踏まえてご契約いただきますようお願いいたします。 ・利用するベビーシッター事業者が要件を満たしているかどうかを必ず事前に東京都のホームページ「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）認定事業者一覧」でご確認ください。 ・契約する事業者に対して、「東京都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用したい」旨を必ずお伝えください。	
17	従事するベビーシッター	従事するベビーシッターが、対象となるベビーシッター要件を満たすのかわかりません。	ベビーシッター事業者へ直接お問い合わせいただきますようお願いいたします。 ※「東京都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用したいので、要件を満たすベビーシッターを派遣してほしい」旨を伝えていただくとスムーズかと思われます。	

令和7年度ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）に係るFAQ（令和7年10月1日時点版）

NO.	分類	質問	回答	備考
18	従事するベビーシッター	対象となるベビーシッターは、どのような資格・経験を持っているのですか。	対象となるベビーシッターは、東京都が定める一定の要件（研修受講、保育経験等）を満たしています。どのような要件を満たしているかについては、従事するベビーシッターによりそれぞれ異なりますので、事業者へ直接お問い合わせいただきますようお願いします。	
19	助成対象	ベビーシッター事業者から提供されるサービスは、当該児童の保育に限るとされていますが、送迎は補助対象となりますか。	対象児童の送迎も補助対象となります。ただし、明細上「交通費」に分類されている場合は、対象外です。	
20	助成対象	ベビーシッター利用料として、会費が保育利用料に充当される形式ですが、これは会費にあたりますか。	利用明細等で保育利用料に充当されていることが確認できれば助成対象となります。その際は会費の領収書の提出も必要になります。また、請求にあたり事業者へその旨確認させていただくことがございますのでご承知おきください。	
21	助成対象	ベビーシッターに係るすべての費用が助成対象となりますか。	ベビーシッター事業者から請求される料金のうち、純然たる保育サービス提供対価（税込）が対象です。 保育利用料以外（入会金、会費、キャンセル料、保険料、おむつ代等の実費、家事支援、家事援助、ピアノ指導、英語指導、書類代等）は対象外です。	
22	助成対象	家事サービスは助成対象になりますか。	対象外です。	
23	助成対象	クーポンやポイントを利用しましたが、助成申請はできますか。	勤め先の福利厚生、子ども家庭庁ベビーシッター割引券など、クーポン券等割引を受けている場合でも助成申請はできます。 ただし、保育利用料からクーポン券等の割引相当額を差し引いた額を助成対象とします。（割引金額は保育利用料に充当します。交通費等の助成対象外となるオプション利用料に充当することはできません）	
24	助成対象	3時間の予約をして2時間のみ利用しました。3時間の助成申請ができますか。	3時間分の助成申請をいただいても、実際の利用時間である2時間分の助成となります。	
25	申請手続き	助成対象期間を教えてください。	助成対象年度の4月1日から3月31日までに利用したベビーシッターの保育利用料が対象です。	

令和7年度ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）に係るFAQ（令和7年10月1日時点版）

NO.	分類	質問	回答	備考
26	申請手続き	申請時期はいつまでですか。また、支払時期はいつですか。	ホームページの「申請スケジュール」をご確認ください。 概ね申請を受理した月の翌々月下旬に助成金の交付決定通知書の送付、申請口座への振込となります。 ※領収書や利用明細等が申請書類提出期間にそろわない場合も、期間内に「申請書兼口座振替依頼書」と、その時点で提出可能な書類（利用時間、利用額などが分かるもの等）を提出してください。 期間内に提出があった申請書については不足書類提出期限まで不足書類の追加提出を受け付けます。 なお、<u>当該年度の最終申請書類提出期間までに申請書の提出がない場合は、予算の執行上、申請を受け付けられません。</u> 申請書の受理は、添付書類も含め申請に必要な書類がすべて揃った後となります。	
27	申請手続き	本事業の申請にあたって、必要な資料は何ですか。自分（保護者）が作成する書類と、事業者が発行する書類とそれぞれ教えてください。	<u>□自分（保護者）が作成する書類</u> ・申請書兼口座振替依頼書 ・別表 利用内訳表 <u>□事業者が発行する書類</u> ・領収書 ・利用明細書 ・ベビーシッター要件証明書	
28	申請手続き	複数月利用した場合、申請書や利用内容内訳表は月ごとに作成する必要がありますか。	申請書は1枚に複数月分まとめることができますが、利用内容内訳表は1か月ごとに作成をお願いします。	
29	申請手続き	申請書兼口座振替依頼書の申請者氏名は、領収書の宛名氏名と異なってもよいですか。	同一の氏名としてください。 <u>申請者氏名・振込口座名義、領収書の氏名は、同じ方である必要があります。</u>	
30	申請手続き	現在の利用時間はどのように確認できますか。	交付決定通知書に助成の対象となる利用時間を記載しています。利用時間についてはご自身で管理していただきますようお願いいたします。	
31	申請手続き	兄弟姉妹で本事業を利用した場合、申請書はまとめてよいですか。	児童ごとに助成上限時間があるため、児童ごとに作成・提出をお願いいたします。	

令和7年度ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）に係るFAQ（令和7年10月1日時点版）

NO.	分類	質問	回答	備考
32	申請手続き	同じベビーシッターを複数回利用した場合、要件証明書は1枚でもよいですか。	申請書1枚につき1枚で構いません。ただし、次回以降の申請で省略することはできません（申請の都度、提出が必要になります）。	
33	申請手続き	記入した申請書をコピーして保管していました。次回の申請に再利用しても問題ないですか。	申請の都度、申請書はエクセルデータに入力するか、手書きで作成したものをご提出ください。一度使用したものをコピーしての再利用はご遠慮ください。	
34	申請手続き	領収書をスマートフォンやパソコンの画面を印刷したもの（スクリーンショットなど）で提出しても構いませんか。	画面を印刷したもの（スクリーンショット・プレビューなど）の提出はご遠慮ください。領収書そのものを印刷したものをご提出ください。	
35	申請手続き	申請書類を書き間違えた場合、どうすればよいですか。	書き間違えた箇所は二重線で訂正して書き直してください。フリクション等、消えるペンでの記入はご遠慮ください。また、修正液の使用はしないでください。	
36	申請手続き	同じ月の利用の申請を、2回以上にに分けてすることはできますか？	申請済で、すでに助成を受けた月の再度の申請はできません（例：4月分を申請し、助成を受けた後に、4月分の申請漏れがあったことが判明したので申請したい。4月に違う事業者を利用していて申請を忘れていたなど）。	
37	申請手続き	郵送で申請書類を送りましたが、届いているか確認してください。	申請書類等の到着に関するお問い合わせはご遠慮ください。また、郵送事故等の補償はできかねます。必要に応じて、レターパックなど追跡可能な郵送方法をご利用ください。なお、受領確認できる追跡可能郵便を利用されなかった場合の、申請書の未着等の責任は負いかねます。	
38	利用時間の計算	1か月の利用時間算定の考え方を教えてください。	児童1人ごと1か月単位で利用時間を合計し、「分」単位を切り捨てた「時間」が助成の対象となります。	
39	利用時間の計算	児童1人ごと1か月単位で利用時間を合計し、「分」単位を切り捨てた「時間」単位の利用分が助成の対象となるとはどういう意味ですか。	例えば、ベビーシッターを1か月のうちに2日間利用し、1日を「 1時間30分 」、もう1日を「 2時間 」利用した場合は、1か月の合計時間は「 3時間30分 」となります。そのうちの「 3時間 」を 助成対象時間 、及び利用時間とします。 1時間未満（この場合は30分）については、切り捨て となります。	

令和7年度ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）に係るFAQ（令和7年10月1日時点版）

NO.	分類	質問	回答	備考
40	利用時間の計算	夜間（22時～7時）と夜間以外（7時～22時）が混在している場合の計算はどのようにになりますか。	1か月の助成対象時間の合計で、午前7時から午後10時までの利用と午後10時から翌日の午前7時までの利用がある場合、午後10時から翌日の午後7時までの利用時間が30分以上の場合は3,500円、そうでない場合は2,500円を上限に助成します。	
41	その他	令和3年度税制改正により、保育を主とする国や自治体からの子育てに係る助成等について非課税となりましたが、本事業の助成金の取扱いはどうなりますか。	本助成金も非課税対象となります。本税制改正は、令和3年分以後の所得税及び令和4年度分以後の個人住民税について適用されます。	